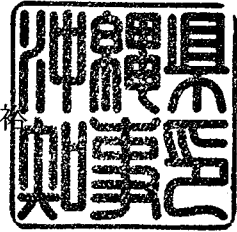


環政第362号
令和4年6月22日

都市計画決定権者
浦添市長 松本 哲治 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について

令和4年1月7日付けで送付されたみだしの環境影響評価準備書について、沖縄県環境影響評価条例第42条第3項により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 に対する知事意見

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、昭和 57 年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化にともない、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（破碎設備等・ストックヤード）を整備することを目的としている。

本事業実施区域（以下「本区域」という。）は、昭和 55 年 8 月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センターⅠ）」用地として都市計画決定を行い、当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保された用地である。当該区域は準工業地域に指定され、近隣に学校、病院等の環境保全について配慮が特に必要な施設が存在していない。

一方、本区域周辺の海域の一部では、サンゴ類の高被度帯の分布が確認されていることから、本事業の実施による海域への影響について配慮する必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項に基づき予測・評価をより詳細にかつ可能な限り定量的に行った上で本準備書を修正して評価書を作成し、その過程において必要に応じて追加調査や情報収集を行うとともに、環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組として SDG s を推進しており、環境影響評価制度は SDG s が目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDG s の理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 総論

(1) 事業計画等について

事業計画は、環境影響評価の予測等の前提条件となることから、焼却設備や発電設備の機器の仕様等について、可能な限り具体的に評価書に記載するとともに、必要に応じ、環境影響評価の見直しを行い、適切な環境保全措置を講じること。

環境影響評価手続後に機器の仕様等を決定する場合は、決定した仕様等を事後調査報告書に記載すること。なお、機器の仕様等が決定しないまま環境影響評価を行った項目のうち、大気質及び景観については予測に不確実性があると考えられることから、事後調査を実施し、事業の影響を適切に把握すること。

(2) 施設規模等について

施設規模については、施設竣工 5 年後の 2033 年の計画収集人口を基に算定している。

しかし、計画収集人口の推計値によれば、施設竣工の10年後の2039年には目標年度から約1万人上回り、その後も増加傾向と想定していることから、処理すべき廃棄物の量も増加することが考えられる。このため、施設規模の明確な算定根拠を評価書に記載すること。また、施設規模、運用等を見直した場合は、必要な調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 焼却施設の設置位置について

住民説明会等において、焼却施設を本区域北側（海側）に設置し、景観や悪臭等に配慮してほしいなどの配置に関する意見があったが、事業者は津波の被害の低減を目的としているため南側（内陸側）に配置するとの回答であった。しかし、焼却施設の配置が北側、南側で景観、大気環境や津波に対し、どの程度影響するか比較検討されていない。このため、評価書において焼却施設の配置（海側、内陸側）による景観、大気環境及び津波に対する影響を比較検討した上で、南側に配置するとした具体的な根拠を記載すること。

また、港湾計画その他の計画との整合についても確認し、その結果を評価書に記載すること。

(4) 同時稼働に係る影響について

新施設の試験運転時には既存施設も稼働する計画となっており、累積的な影響が考えられることから、影響を低減するため、新施設及び既存施設が同時に稼働する期間を可能な限り短くするような計画にすること。

また、既存施設の撤去までの間の景観等に対する両施設が存在することによる影響についても、調査、予測及び評価を実施し、事業の影響について把握した上で、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 環境保全措置及び事後調査の検討について

ア 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応として、「追加の環境保全措置」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合については、具体的な内容を明記すること。

また、事後調査を実施するとしている各項目の「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に記載すること。さらに、環境監視調査の対象項目についても、「環境影響の程度が著しい」場合の考え方を示し、適切な環境保全措置を講じること。

イ 環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）第4の8(3)に基づき、実施主体、具体的内容及び方法、効果の不確実性等を明らかに

するよう整理すること。特に景観等に対する環境保全措置、赤土等の濁水処理施設や地上徘徊性の動物（ワタセジネズミ、オカヤドカリ）に対する日々の各種措置に係る維持管理などの手法については、明確に評価書へ記載すること。

ウ 環境保全措置としての外来種対策については、実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り回避、低減されるよう検討すること。また、外来種については、沖縄県対策外来種リスト及び生態系被害防止外来種リスト（環境省）に掲載されたアメリカハマグルマ、シロアゴガエル、イエネコ、クマネズミを対象として検討が行われているが、沖縄県希少野生動植物保護条例が令和2年に施行されていることから、同条例における指定外来種に係る環境保全措置についても検討すること。

エ 気候変動は、環境影響評価の実施に係る地域特性に対して将来的に様々な影響を与えるおそれがある。特に降水パターンの変化により、工事中における赤土による水の濁りや、供用後における本区域からの雨水排水に伴う水の汚れなどに影響を及ぼすおそれがあることから、「気候変動影響評価報告書（環境省）」、「気候変動監視レポート（気象庁）」等の最新の知見の収集に努め、当該知見を反映した予測、評価を実施すること。

(6) 環境影響評価について

技術指針第4の5(3)ア(7)において、予測の基本的な手法として定量的に把握する手法を求めており、定性的に把握する手法を選定した項目については、定量的な把握が困難である理由を明らかにすること。定量的な把握が困難である理由がない場合は、定量的な内容となるよう再度調査、予測及び評価を実施すること。

2 各論

(1) 騒音

騒音の予測、評価手法として、廃棄物運搬車両の走行が計画されている地点のうち、地点7、8については幹線交通を担う地域に相当するが、学校施設付近であることに配慮し、より厳しい環境類型区分B地域に相当する評価を行うとしている。しかし、地点8に関する評価はB地域としての取扱いではなく、幹線交通を担う地域となっており、その結果、地点7よりも騒音レベルが大きくなると予測されているにも関わらず、事業の影響はないとしていることから、適切な評価結果となっていない。

このため、地点8について、再度予測、評価を行い、事業の影響を適切に把握すること。また、走行ルートの変更などの環境保全措置についても検討し、事業による影響を可能な限り回避、低減すること。

また、資機材運搬車両の走行に係る騒音の予測、評価手法については、廃棄物運搬車

両の走行と同様により厳しい環境類型区分B地域として実施すること。

(2) 赤土等による水の濁り

工事中に発生する水の濁りについて、事業者は濁水処理施設におけるSSの計画放流濃度については、メーカーへのヒアリングの結果及び粘土・シルトの多い土質であることを勘案し50mg/Lとしているが、予測の結果、排出先付近の海域では水産用水基準を超過したSSの値となり、一時的に海域に影響があるとしている。一方、県内の他事業では濁水処理施設からの計画放流濃度を25mg/Lとし、海域への影響の低減に努めている事例もあることから、他事例を参考に計画放流濃度の見直しを検討し、事業者の実行可能な範囲で事業の影響の低減に努めること。また、見直しを行わない場合、計画放流濃度設定の理由を評価書に記載すること。

(3) 水の汚れ

供用後における本区域からの雨水排水に係る予測の結果、放流先付近の海域では現況よりCOD濃度が増加し、環境基準を超過すると予測されていることから、水の汚れ及び海域生物に関する事後調査及び雨水排水の場内利用等の環境保全措置の実施についても検討し、事業の影響を可能な限り回避、低減すること。

また、海域へ放流する量が現況と比べて変動が大きい場合、海域生物への影響が懸念されることから、本区域から海域への排水量の増減を把握した上で、海域生物への影響について、予測、評価すること。

(4) 陸域動植物

ア 現存植生図における本区域周辺の植樹帯についても植生調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、植生調査の結果から、生態系の概況に変更が生じ、予測、評価結果を修正した場合においては、必要に応じ環境保全措置についても検討し、その内容についても評価書へ記載すること。

イ 陸域動物の事後調査として、類似環境へ移動するとした重要な種について、移動後の生息状況及び生息環境を調査するとしているが、移動能力の高い種を対象とした個体数の確認については、技術指針第4の9(5)に基づき、客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載すること。

(5) 海域動植物

令和3年度第11回沖縄県環境影響評価審査会における委員からの意見に対し、事業者は「赤土等による水の濁りの評価基準として用いた水産用水基準については、サンゴ類について評価することは適当でないことから、工事中の懸濁物質の寄与濃度の分布範

困から生物への最大の寄与濃度を求めて再度予測、評価を実施する」と説明しているが、予測、評価に当たっては、技術指針第4の5(3)(4)に基づき、予測、評価手法について具体的に検討、整理し、これを明らかにすること。

(6) 陸域・海域生態系

陸域生態系の上位種の選定について、事業者は注目種としてイエネコを選定しているが、都市環境という地域特性上、住民等が餌やりしている状況も確認されていることなどから、自然環境における生態系を適切に表した種には該当しないと考える。

また、海域生態系についても、典型種としてミスジチョウチョウオを選定しているが、同種はサンゴ礁域に生息する種である。通常、サンゴ類は赤土等の影響の少ない海域に生息しており、常に赤土等の影響を受けている放流先付近海域の典型種にミスジチョウチョウオを選定しているのは妥当でないと考えられるため、陸域及び海域生態系における注目種の選定については、再検討した上で改めて予測、評価を行い、事業の影響を把握すること。

(7) 廃棄物等

ア 焼却施設の稼働に伴い発生する廃棄物(焼却灰・飛灰)については、今後、セメント原料として再資源化を行うとしているが、受入先となっている民間セメント工場については、年間受入量約4,600t/年(令和2年度実績)であるのに対し、本事業で発生する廃棄物の発生量は9,490t/年となっており、2倍以上多くなっている。このことについて、「今後受入量の拡大が想定されている」とし、今後、廃棄物が適切に再資源化できるか不確実な内容となっている。また、「今後の状況次第で県外の施設の可能性も想定される」とするなど、準備書に記載されていない施設での受入についても検討していることから、受入先の候補の調査を行い、廃棄物の再資源化について適切に予測、評価を行うこと。

イ 工事の実施に伴い発生する廃棄物について事業者は、「木くず、紙くず、繊維くずは管理型品目であるが、無害化後に安定型品目として処分することとした」としているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)では、そのように取り扱うことはできない。

廃棄物の処分に係る計画については、工事の実施に伴う廃棄物が適切に処分できる計画となるよう再検討を行い、調査、予測及び評価を実施し、事業の影響について把握した上で、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

(8) 温室効果ガス等

温室効果ガスについては、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、中期目標

として 2030 年度において 2013 年度比 26%削減、長期目標として 2050 年度に向けて排出量実質ゼロを目標にしており、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策は今後より重要な対策の一つとなる。このため、本事業における温室効果ガス等に係る環境保全措置の検討に当たっては、現時点で存在する最も発電効率の良い発電設備の設置を検討するなど、実行可能な範囲でより良い技術の導入を検討し、その内容を評価書に記載すること。